

平成26年度 復興支援事業の実施 試験料金等の減額、 工業製品の放射線量測定試験・ 省エネ技術支援の無料実施

都産技研が、平成23年度以降実施してきた東日本大震災復興支援事業について、事業継続のご要望にお応えし、さらに1年間、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで継続いたします。

(1) 中小企業の試験料金等の減額(50%減額)

下記条件①、②、③を満たす中小企業を対象に、都産技研の依頼試験・機器利用等の料金を50%減額します。

①対象地域

東京都、岩手県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県、青森県、千葉県、新潟県、長野県

②対象企業

①の対象地域の住所(本社、工場、事業所)で申し込まれる中小企業

③必要書類

①の対象地域の、次に示す証明書(コピーは原本持参)の提出が必要となります。

- ・直接被害:「り災証明」
- ・業況の悪化(売上高等の減少):「東日本大震災復興緊急保証」の認定

(※認定の対象は、東日本大震災により直接・間接的に被害を受け、金融上の支援を受けた中小企業です。)

(2) 工業製品の放射線量測定試験の実施(無料)

GMサーベイメータ(単位:cpm)およびシンチレーションサーベイメータ(単位: μ Sv/h)を用いた放射線量率の測定を実施し、成績証明書を発行します。

●対象企業

都内中小企業
(都内に本社、工場、事業所があること)

●対象試験品

1m×1m×1m以内、30kg以内の工業製品
大型試験品については出張測定実施1企業5測定まで

●試験手数料

無料

(3) 省エネ技術支援の実施(無料)

都内中小企業の工場や作業所等で、職員または省エネアドバイザーによる電力測定や省エネアドバイス、省エネ製品について情報提供をします。

●対象企業

都内中小企業
(都内に本社、工場、事業所があること)

●費用

無料

●お問い合わせ先

総合支援窓口 TEL 03-5530-2140

都産技研をご利用のお客さまへ 消費税増税に伴う料金単価改訂のお知らせ

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、都産技研においても、依頼試験、オーダーメイド試験、機器利用などの利用料金を増税分改定いたします。

1. 増税後の単価

- 増税後の単価は、「現行料金÷1.05×1.08」で計算します。
- 小数点以下は切り捨て、単位は1円単位とします。

2. ご請求額について

- 各受付番号での合計額から10円未満を切り捨て、10円単位で請求します。

3. 適用時期

- 平成26年4月1日以降は受付分より適用

(例)金属材料の引張試験 1試料の場合

現行単価	改定単価	請求額
2,620円	2,694円	2,690円

※複数試料の場合は、改定単価に試料数を乗じたものに対して10円未満の切り捨てとなります。

このたびの料金単価の改定について、お客さまのご理解とご協力をお願いいたします。

連携協定締結機関からのお知らせ

葛飾区は平成25年度新規事業として「製品性能試験費用補助事業」を開始しました。

都産技研の依頼試験や機器利用をご利用いただいた区内中小企業等に対し、費用の1/2補助(年間最大10万円まで)を行います。

詳しくは葛飾区ホームページまたは窓口でご確認ください。

- 申請資格: 1. 製造業を営む中小企業で区内に主たる事業所があること
2. 区内で引き続き1年以上事業を営んでいること
3. 前年度の法人住民税、法人道府県民税、特別区民税、市町村民税のいずれかを滞納していないこと

- 補助額: 1. 技術指導 対象経費の1/2(20万円以内)
ただし技術指導を提供する者が葛飾区内に存する大学であるときは、対象経費の2/3(30万円以内)
2. 製品性能試験、機器利用 対象経費の1/2(10万円以内)

- 申請方法: 事業実施後、下記必要書類を揃えて申請してください。
同一年度内において複数回実施した場合は、まとめて申請することも可能です。

1. 製品性能試験費用等補助金交付申請書(第1号様式)
2. 企業概要(第2号様式)
3. 領収書その他の大学等に対する支払額を確認できる書類
4. 前年度の法人住民税(法人道府県民税)または特別区民税(市町村民税)を納付していることを証明する書類

- 交付: 補助決定後、補助金請求により交付します。

※3月に技術指導等を実施する場合は事前にご相談ください。

●お問い合わせ先

葛飾区 地域振興部 商工振興課 工業振興係
〒125-0062 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか2階
TEL 03-3838-5587 FAX 03-3838-5551

平成26年度 新規助成事業説明会のご案内

公益財団法人東京都中小企業振興公社では、平成26年度より、都内中小企業の製品開発・技術開発、市場調査・製品改良、ものづくり基盤技術の高度化等を支援するための新たな助成事業を開始します。

この事業について、3月に説明会を開催いたしますので、ぜひご参加ください。

●事業説明会日程

平成26年3月7日(金) 午後	(公財)東京都中小企業振興公社 多摩支社 2階大会議室
平成26年3月18日(火) 午後	(公財)東京都中小企業振興公社 本社 3階第1会議室
平成26年3月19日(水) 午後	(公財)東京都中小企業振興公社 本社 3階第1会議室
平成26年3月20日(木) 午後	(公財)東京都中小企業振興公社 城南支社
平成26年3月24日(月) 午後	(公財)東京都中小企業振興公社 城東支社

●主な助成事業概要

■製品開発着手支援助成事業

本格開発の実現可能性を検証し、開発の質的向上を支援するため、開発の初期段階のアイデアや構想の技術検証に必要となる原材料の調達、他企業・大学・試験研究機関等への委託研究や性能・機能評価依頼等に要する経費の一部を助成します。

■試作品等顧客ニーズ評価・改良支援助成

(1)試作品等に係る顧客ニーズ把握を主たる目的として参加する国内外展示会への出展、アンケートの実施等による市場調査および、
(2)顧客ニーズに適合させ、市場へ投入するために行う製品等の改良に要する経費の一部を助成します。

■ものづくり企業グループ高度化支援事業

成長が見込まれる産業分野への参入と、高い需要の伸びが見込まれる海外市場における販路開拓の取組等を通じて、基盤技術の高度化に挑戦する中小企業グループを応援するため、設備投資や販路開拓などに要する経費の一部を助成します。

●お問い合わせ先

公益財団法人東京都中小企業振興公社 助成課
TEL 03-3251-7895

◆東京都からのご案内◆ 東京都トライアル発注認定制度の申請受付中！！

東京都トライアル発注認定制度とは、中小企業者の新規性の高い優れた新商品等(物品・役務)の普及を支援するため、都が新商品等を認定してPR等を行うとともに、その一部を都が試験的に購入し評価する制度です。以下のとおり平成26年度の募集をいたしますので、お申し込みをお待ちしています。

認定を受けると・・・

- 都のホームページ等で認定商品をPRします。
 - 認定商品が物品の場合、その認定期間中、都の機関が競争入札制度によらない随意契約で購入することができます。
※認定商品が役務の場合、認定だけでは随意契約事由になりません。
※平成26年度の認定期間は、認定通知日から平成29年3月31日までです。
 - 認定商品の一部を都の機関が試験的に購入し評価します。
※認定自体が新商品等の購入を約束するものではありません。
 - 認定対象者 都内に実質的な主たる事務所を有する中小企業者
 - 対象商品 平成21年2月以降平成26年2月までに販売開始した物品および役務
※以下のものは対象となりません。
・食品衛生法で規定する食品
・薬事法で規定する医薬品、医薬部外品および化粧品
・建設工事における工法・技術
- ※過去に申請した同一商品については、再申請を行うことはできません。ただし、当該商品に機能などが付加され、ユーザーの視点から見て機能・性能が大幅に向上した場合は、申請することができます。

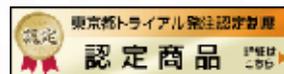
●募集期間 平成26年4月10日(木)まで

●申請方法 申請書に必要事項を記載の上、直接持参または郵送してください。
※郵送の場合、4月10日(木)必着

●申請書および募集要項など

東京都トライアル発注認定制度ホームページをご参照ください。
<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/shoko/sogyo/trial/index.html>

東京トライアル



●お問い合わせ先

産業労働局商工部 創業支援課
TEL 03-5320-4762(直通)